低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適合証

(依頼者の氏名又は名称)

(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関名)

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第1項の認定基準に掲げる基準に適合していることを証します。

- 記
 1 建築物の位置 石狩市
 2 建築物の名称
 3 市街化区域等 □市街化区域
 4 建築物の用途 □一戸建ての住宅 □住宅以外の用途のみに供する建築物
 □共同住宅等 □住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
 5 建築物の工事種別 □新築 □増築 □改築
 □直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
 □空気調和設備等の設置 □空気調和設備等の改修
 6 申請の別 □建築物全体 □複合建築物の非住宅部分 □複合建築物の住宅部分
- 7 認定申請先の所管行政庁名 石狩市
- 8 適合することを確認した認定基準

■ 法第54条第1項第1号関係

- - ■外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
 - ■一次エネルギー消費量に関する基準
 - ■その他の基準
- 法第54条第1項第2号関係(基本方針)
- 法第54条第1項第3号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審查員氏名	

取り下げ届

年 月 日

石狩市長 様

届出者 住 所 氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、石狩市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無(法第54条第2項に基づく申し出)

有 無

3 申請に係る建築物の位置

石狩市

4 取り下げ理由

※ 受 付	欄	※ 備 考 欄
年 月	日	
第	号	
係員氏名		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取りやめ届

年 月 日

石狩市長 様

届出者 住 所 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築工事を取りやめたいので、 石狩市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき、認定通 知書を添えて届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無(法第54条第2項に基づく申し出)

4 認定に係る建築物の位置

石狩市

- 5 認定建築主の氏名
- 6 取りやめ理由

※ 受 付	欄	※ 備 考 欄
年月	月日	
第	号	
係員氏名		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

工事完了報告書

年	月	日
---	---	---

石狩市長 様

報告者(認定建築主) 住 所

氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、石狩 市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、次の とおり報告します。

とは	さり報告し	ます。						
				記				
1	低炭素建	築物新築	等計画の	認定番号				
		第		号				
2	低炭素建	築物新築	等計画の	認定年月日				
		年	月	日				
3	確認の特	例の有無	(法第 5	4条第2項に	基づく申し	し出)		
		有	無	(確認年月日	・番号)
4	認定に係	る建築物	の位置					
		石狩	市					
5	認定建築	主						
	【氏 名]						
	【住 所	-]						
	【電話番号	-						
6			新築等計	画に基づき、	建築物の	建築工事為	が行われたこと	を確認
	した建築	_ ,						
	【資格	_	()建築士()登	録第	号
	【住 所	-						
	【氏 名	-	,	7-h hb- 1 -1-7-b-	→	\	h-1 fate	н
	【建築士事	務別名】	()	建築士事務)知事登	録第	号
_	【所在地】	±▽/ル/. ス、 ☆ ▽	三 6 上点					
7		軽微な変	更の内容					
	有・無	フの中央	(`
	月の場合	その内容	()

別記第4号様式(裏面)

※ 受	付 欄	※ 備 考 欄
年 月	日	
第	号	
係員氏名		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 「7 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
 - 4 建築士法第 20 条第 3 項による工事監理報告書の提出、及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

石狩市長 様

報告者(認定建築主) 住 所 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築工事の状況について、石狩市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

石狩市

4 認定建築主の氏名

5	建筑-	广重7	の内容
: 1	VIII	1 -	

※ 受	付	欄		*	備	考	欄		
年	月	日							
第		号							
係員氏名	7								

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

石狩市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置石狩市
- 4 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを 提起することができなくなります。 改善命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

石狩市長

次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置 石狩市
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、 処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すること ができなくなります。

認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

石狩市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置 石狩市
- 5 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日 (同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った 日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石 狩市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起する ことができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを 提起することができなくなります。